

○大雪消防組合消防署の組織等に関する 規程

〔昭和52年11月15日〕
訓令第1号

改正 昭和53年10月1日訓令第1号 昭和54年6月20日訓令第1号
昭和56年4月6日訓令第1号 昭和57年6月22日訓令第1号
昭和61年4月12日訓令第1号 昭和62年4月1日訓令第1号
昭和62年6月8日訓令第2号 昭和63年3月28日訓令第1号
平成5年4月1日訓令第2号 平成6年4月1日訓令第1号
平成7年4月1日訓令第1号 平成10年2月15日訓令第2号
平成18年3月20日訓令第2号 平成19年2月26日訓令第1号
平成23年3月17日訓令第3号 平成25年3月1日訓令第1号
平成26年4月8日訓令第10号

（目的）

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第2項の規定により、大雪消防組合消防署の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（消防職員）

第2条 消防署に、必要な消防職員（以下「署員」という。）を置く。

2 消防署に置く消防吏員の階級は、次の範囲とする。

消防司令長 消防司令 消防司令補 消防士長 消防副士長 消防士

3 第1項の署員は、消防本部の職員を兼ねることができる。

（署長）

第3条 消防署に、署長を置く。

2 署長は、消防司令以上の消防吏員のうちから、消防長が任命する。

3 署長は、上司の命を受け、消防署の事務を掌理し、署員を指揮監督する。

（副署長等）

第4条 消防署に、副署長、管理官及び次席を置くことができる。

2 副署長は、署長を補佐し、署長が不在のとき又は署長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 管理官は、特命された所管事務に従事する。

4 次席は、副署長を補佐し、消防署の事務を掌理するとともに、所属署員を指揮指導する。

（係の設置）

第5条 消防署に次の係を置き、事務を分掌させる。

（1）庶務係

（2）消防団事務係

（3）経理係

（4）予防係

（5）広報係

（6）警防係

（7）通信係

（8）救急係

（9）機械係

（係長等）

第6条 係に係長を置き、必要があるときは、主査及び主任を置くことができる。

2 係長は消防士長以上、主任は消防副士長以上の消防吏員のうちから、消防長が任命する。

3 係長は、上司の指揮を受け、係の事務を処理し、所属署員を指導する。

4 主査は、上司の指揮を受けて担当事務を処理し、所属署員を指導する。

5 主任は、上司の指揮を受けて担当事務を処理し、所属署員を指導する。

（事務分掌）

第7条 第5条に規定する係の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務係

（1）署員の配置、進退賞罰及び身分に関すること。

（2）署員の職務に関すること。

（3）署員の福利厚生に関すること。

（4）庁舎の維持管理に関すること。

（5）消防署及び消防団に属する職印及び公印の管守に関すること。

（6）財産の取得及び物品の調達に関すること。

（7）消防後援会の事務に関すること。

（8）その他消防署内他係に属さない事項に関すること。

消防団事務係

（1）消防団の組織及び制度に関すること。

（2）消防団の予算に関すること。

（3）消防団員（以下「団員」という。）の任免、分限、懲戒及び表彰に関すること。

（4）団員の報酬及び費用弁償に関すること。

（5）団員の公務災害及び退職報償金に関すること。

（6）団員の被服に関すること。

（7）団員の福利厚生に関すること。

（8）消防団の企画連絡調整に関すること。

（9）自警団の事務に関すること。

（10）その他消防団の事務に関すること。

経理係

（1）会計及び経理に関すること。

（2）財産の管理及び処分に関すること。

（3）物品の管理及び処分に関すること。

（4）その他経理事務に関すること。

予防係

（1）火災の予防に関すること。

（2）火災の調査及び火災統計に関すること。

（3）危険物の指導取締に関すること。

（4）消防用設備等の設置指導に関すること。

（5）建築等同意事務に関すること。

(6) その他災害の予防に関する事。

広報係

- (1) 消防署に係る広報の企画立案に関する事。
- (2) 消防情報の収集及び保存に関する事。
- (3) 防火関係団体の事務及び育成指導に関する事。
- (4) その他予防広報に関する事。

警防係

- (1) 水火災の防御及び防御計画に関する事。
- (2) 署員及び団員の教育訓練の実施計画及び指導に関する事。
- (3) 地理水利に関する事。
- (4) 消防資器材の整備計画及び運用に関する事。
- (5) その他警防に関する事。

通信係

- (1) 通信及び警報施設の運用に関する事。
- (2) 各種出動指令に関する事。
- (3) 通信機器の整備計画に関する事。
- (4) 通信機器の保守管理に関する事。
- (5) 気象情報及び災害情報に関する事。
- (6) その他通信に関する事。

救急係

- (1) 救急統計に関する事。
- (2) 救急資器材の運用及び管理に関する事。
- (3) 救急活動の研究及び教養指導に関する事。
- (4) その他救急に関する事。

機械係

- (1) 消防車両の配置及び運用に関する事。
- (2) 消防用機械器具に関する事。
- (3) 機関員の教養に関する事。
- (4) その他機械に関する事。

(勤務体制)

第8条 消防署に勤務する署員は、署長及び特命された者を除き、原則として隔日勤務とし、別に定める人員を勤務させるものとする。

(勤務交代時刻)

第9条 隔日勤務する署員の交代時刻は、午前8時30分とする。

(臨時の事務)

第10条 消防長は、第7条に規定するもののほか、臨時又は特殊の事務について、分掌を命ずることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

第3編 行政一般（大雪消防組合消防署の組織等に関する規程）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年10月1日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年6月20日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月6日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年6月22日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月12日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年6月8日訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日訓令第2号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日訓令第1号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日訓令第1号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月15日訓令第2号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月20日訓令第2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月26日訓令第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日訓令第3号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日訓令第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月8日訓令第10号）

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から施行する。